

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月27日 14時43分ごろ
発生場所	広島県江田島市三高港北方沖 三高港三吉西防波堤灯台から真方位061°290m付近 (概位 北緯34°15.7′ 東経132°24.6′)
事故の概要	漁船ひで丸は、かき筏をえい航し、漂泊してえい航索の長さを短縮中、また、プレジャーボート扶洋は、東進中、ひで丸のえい航索と扶洋とが衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月24日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ひで丸、12.71トン HS2-2268（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 扶洋、1.1トン HS3-39324（漁船登録番号）、個人所有 第270-40331号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A えい航索に切損 B プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、かき筏2台を約150m伸出したえい航索を使用してえい航し、三高港北方にあるかき養殖施設（以下「本件施設」という。）の西方を南進し、本件施設の南西方で、船首を南方に向け漂泊し、かき筏2台が本件施設の西方にある状態からウインチを使用して、えい航索の短縮作業を始めた。 船長Aは、右舷船尾部で作業していたところ、えい航索上で停船しているB船を認め、B船がえい航索に絡まったことに気付いた。 船長A及び甲板員は右舷船尾部で左舷方を向いて、作業に意識を向けており、接近するB船に気付かなかった。 A船は、船舶その他の物件を引いている航行中の動力船であることを示す形象物を、かき筏は、他の動力船に引かれている航行中の船舶その他の物件であることを示す形象物をそれぞれ掲げていなかった。 かき筏1台の長さは約25mで、海面上からの高さは約50cmであった。

	<p>A船は、汽笛を装備していなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、約16ノットの対地速力で手動操舵により東進中、船長Bが、右舷船首方にA船を認め、A船が停船しているので、A船の船尾方を通過できると思い、正船首方を見ながら航行していたところ、えい航索に気づき、機関を後進運転としたものの、A船のえい航索に衝突し、プロペラが絡まった。</p> <p>船長Bは、A船が法定の形象物を表示しておらず、A船の北方に本件施設があり、A船がえい航していたかき筏を、本件施設内に既に設置されているものと思い、A船がかき筏をえい航していることに気付かなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、漂泊してえい航索の長さを短縮中、船長Aが、左舷方を向いた姿勢で作業に意識を向けていたことから、右舷方から接近するB船に気付かないまま漂泊を続け、えい航索とB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、A船が法定の形象物を表示しておらず、A船の北方に本件施設があり、A船がえい航していたかき筏を、本件施設内に既に設置されているもので、A船の船尾方を通過できると思い、正船首方を見ながら航行を続けたことから、A船がかき筏をえい航していることに気付かず、A船のえい航索と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が漂泊してえい航索の長さを短縮中、B船が東進中、船長Aが左舷方を向いた姿勢で作業に意識を向け、右舷方から接近するB船に気付かないまま漂泊を続けたため、また、船長Bが、A船が法定の形象物を表示しておらず、A船の北方に本件施設があり、A船がえい航しているかき筏を、本件施設内に既に設置されているもので、A船の船尾方を通過できると思い、正船首方を見ながら航行を続けたため、A船がかき筏をえい航していることに気付かず、A船のえい航索とB船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、物件をえい航する際、法定の形象物を表示すること。</li> <li>・ 船長は、作業中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 汽笛等を備えていない船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる手段を備えておくこと。</li> <li>・ 船長は、視認しにくい物件であっても早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>